

社会福祉法人春秋会 指定短期入所生活介護 予防短期入所生活介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人春秋会が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適正な短期入所生活介護、予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の運営方針は次のとおりとする。

- 一 利用者の人権の尊重と平和な生活空間の提供
- 二 優しい笑顔での介護
- 三 開かれた施設作り（情報公開の推進）

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人春秋会 松鶴園
- 二 所在地 さいたま市岩槻区大字古ヶ場1番地
- 三 定員 8人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員1人、介護老人福祉施設松鶴園施設長兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人（非常勤職員1人）
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 常勤換算1人以上（介護老人福祉施設の生活相談員を兼務）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 常勤換算3人以上（介護老人福祉施設の看護職員を兼務）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 看護職員と合算して常勤換算33.4人以上（介護老人福祉施設の介護職員を兼務）
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 栄養士 1人以上（介護老人福祉施設の栄養士を兼務）
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上（看護職員が兼務）
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(指定短期入所生活介護の内容)

第5条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものとする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

三 概ね連続する4日間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規程する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

四 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

五 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

六 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

七 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第6条 生活相談員は、概ね連続する4日間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画」という。）を作成するものとする。

2 生活相談員は、上記の短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 滞在費 1日あたり 915円（特定入所者支援サービス費適応の第1段階の利用者は0円、第2段階、第3段階①、②の利用者は370円）

二 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

三 食費 朝食410円 昼食690円 夕食500円（特定入所者支援サービス費適応の利用者を除く）

四 理美容代 実費

五 希望食 実費

六 行事参加費 実費

七 その他の日常生活上の便宜に係る費用 実費

八 キャンセル料 入所日の前日17時までにご連絡いただいた場合は無料。前日17時までにご連絡がなかった場合は、1日の利用料の1割の額。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常送迎の実施地域)

第8条 通常送迎の実施地域は、さいたま市岩槻区とする。その他の市区町村への送迎については、応相談とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上に必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応の方法)

第10条 指定短期入所生活介護の提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(相談・苦情対応)

第11条 施設は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を次のとおり設置し、施設の設定またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。連絡先については、別添とする。

- 一 特別養護老人ホーム松鶴園
- 二 さいたま市役所、岩槻区役所
- 三 埼玉県国民健康保険団体連合会

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を選定し、次の措置を講じる。

- 一 虐待防止に関する責任者 介護主任 千島美子
- 二 虐待防止に関する指針の整備
- 三 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 四 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(その他の運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行なうときは、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断を施設全体として行い、入所者又はその家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を説明し、十分な理解を得た上で同意を得、その態様・時間・理由等を記録する。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人春秋会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

最終改定 令和6年6月1日

別添

サービス相談窓口

- 1 特別養護老人ホーム松鶴園
担当者 松平美香 電話番号 048-795-2201

- 2 さいたま市役所
介護保険課 電話番号 048-829-1264
岩槻区役所
高齢介護課介護保険係 電話番号 048-790-0169

- 3 埼玉県国民健康保険団体連合会
苦情相談窓口 電話番号 048-824-2568